

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 7 年 7 月 2 2 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 件名	コンビニ収納対応一体型紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機賃貸借
(2) 仕様書	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市企画財政部情報統計課内 (秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市本庁舎 5 階)
(4) 賃貸借期間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで
(5) 入札参加要件	① 本件に係る機器の納入・設置、賃貸借契約を行えること。 なお、本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可とする。 ② 秋田市内に本社、支店又は営業所を有し、機器の保守に対応できる常時雇用されている技術職員がいること。 ③ 過去 2 年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有するものであること。 ④ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥ 市税に滞納がないこと。 ⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と綿密な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和 7 年 7 月 2 2 日(火)から令和 7 年 7 月 2 9 日(火)まで (土曜日、日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市企画財政部市民税課個人市民税担当（本庁舎 2 階）

(7) 指名（非指名通知）	令和 7 年 8 月 1 日（金）までに電子メール等で通知
(8) 入札	
日時	令和 7 年 8 月 6 日（水）午前 10 時
場所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 2－B 会議室（本庁舎 2 階）
入札保証金	秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 2 号の規定により免除
(9) 契約日	令和 7 年 8 月 8 日（金）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

(イ) 営業経歴書（様式 2）

(ウ) 1 の(5)の③を確認できる契約書の写し

(エ) 納税証明（写し可）

a 秋田市の納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

b 秋田市に納めた固定資産税（令和 6 年度および令和 7 年度納期到来分までのもの）

※法人市民税は、直近の事業年度のもの。

※納税証明書に代わって、各領収書の写しでも可とします。

(オ) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に発行されたもの。個人営業の方は住民票。写し可。）

(カ) 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出してください。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料金の部分を伏せた写しとします。

イ アの(ア)および(イ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書等の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

エ 本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ、質問状（様式自由）を提出してください。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、随時電子メール等により行います。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合には、その旨を通知します。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 長期継続契約の案件のため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額または削除があった場合に当該契約が解除となることを了承のうえ参加してください。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結できる契約です。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

エ 改札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。

オ 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合があります。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 入札参加等に関する問合せ先

秋田市企画財政部市民税課個人市民税担当

電 話 018-888-5476

FAX 018-888-5474

E-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp